

財務省告示第二百七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年五月三十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年六月八日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第六十三

二 発行の根拠 平成十八年度における財政運営

の法律及びそのための公債の発行の特例等に

関する法律（平成十八年法律第十一号）並びに特

別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一

項及び附則第七十六条第一

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札」と同時に「価格競争入札

であつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率とし

、「価格競争入札において募集

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

四 発行方法

三 振替法の適

二 法律及びそ

一 名称及び記

五

募 入 決 定 の 方 法

イ 入 札 発 行 争 入

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り

も の か ら そ の 応 募 額 を 案 分 に よ り

当 て る 。 各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

六

イ 入 札 発 行 争 入

額 面 金 額 で 一 兆 八 千 二 億 円

う ち 平 成 十 八 年 度 に お け る 財

政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行 の 特

例 等 関 係 法 律 第 二 十 一 項

の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国

債 に つ い て は 十 五 万 円 特 別

十 六 億 五 千 四 百 十 五 万 円 特 別

一 項 関 係 法 律 第 二 十 一 項

の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国

債 に つ い て は 十 五 万 円 特 別

十 六 億 五 千 四 百 十 五 万 円 特 別

一 項 関 係 法 律 第 二 十 一 項

の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国

債 に つ い て は 十 五 万 円 特 別

十 六 億 五 千 四 百 十 五 万 円 特 別

一 項 関 係 法 律 第 二 十 一 項

振替単位	九 八										七																												
	最	低	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	払	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	込	行	争	非	者	特	国	札	非							
替	額	額	入	入	入	・	別	債	発	競	札	込	入	入	入	・	別	債	市	発	競	入	格	金	入	入	入	・	別	債	市	発	競	入					
単	面	面	札	札	格	第	参	場	行	争	行	額	行	札	格	第	参	場	行	行	行	行	行	額	行	札	格	第	参	場	行	行							
位	金	金	発	発	競	加	加	場	入	入	行	額	入	入	競	加	加	場	入	入	入	入	入	額	入	入	入	競	加	加	場	入	入						
額の振替法の規定による最低額と	五							千	百	百	一	一								付	千	九	百	七	十	億	九	千	五	十									
の記載又は記録による最低額と	万							八	百	十	四	億	四	百	五	十	八	万	二	千	で	千	八	百	二	十	億	四	百	五	十	八	万	二	千	三			
の記載又は記録による最低額と	円							百	二十	億	千	六	百	九	十	六	万	円			た	利	付	国	債	に	つ	いて	、	額	面	金	額	し	六				
の記載又は記録による最低額と								十	億	千	六	百	九	十	六	万	円				条	第	一	項	の	規	定	に	基	づ	き	発	行	し	六				
の記載又は記録による最低額と								十	億	千	六	百	九	十	六	万	円				特	別	會	計	に	関	する	法	律	第	四	十	六						
の記載又は記録による最低額と								十	億	千	六	百	九	十	六	万	円				で	た	利	付	国	債	に	つ	いて	、	額	面	金	額	し	六			
の記載又は記録による最低額と								十	億	千	六	百	九	十	六	万	円				条	第	一	項	の	規	定	に	基	づ	き	発	行	し	六				
の記載又は記録による最低額と								十	億	千	六	百	九	十	六	万	円				特	別	會	計	に	関	する	法	律	第	四	十	六						
の記載又は記録による最低額と								十	億	千	六	百	九	十	六	万	円				八	億	二	千	七	百	五	十	万	円									
の記載又は記録による最低額と								十	億	千	六	百	九	十	六	万	円				債	に	つ	いて	は	、	額	面	金	額	で	四	千						
の記載又は記録による最低額と								十	億	千	六	百	九	十	六	万	円				の	規	定	に	基	づ	き	発	行	した	利	付	国	項	万				
の記載又は記録による最低額と								十	億	千	六	百	九	十	六	万	円				円	、	同	法	附	則	第	七	十	六	条	第	一	項	万				
の記載又は記録による最低額と								十	億	千	六	百	九	十	六	万	円				五	千	九	百	八	十	七	億	千	八	百	八	十	万					
の記載又は記録による最低額と								十	億	千	六	百	九	十	六	万	円				付	国	債	に	つ	いて	は	、	額	面	金	額	で	四	千				

十 十
 三 二
 の 経 利 発 競 加 場 び 札 非 入 価 発
 払 過 行 争 者 特 国 発 非 札 格 行 行
 込 利 入 入 者 別 債 行 競 競 格 行 行
 み 子 率 札 格 第 参 市 及 争 争 格 日

十 額 格 十 額 平 ず
 九 面 金 八 面 成 十
 銭 金 額 錢 以 上 九 年
 百 円 に つ き 九 十 五
 九 十 九 円 七 十 三
 七 七 十 日

(一) 年 一 二 パーセント
 は、募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加えた次の算
 式により算出した金額を第
 十号に規定する日に払い込
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.2 \times 71}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 については、前記(一)の算式よ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額(た
 だし、当該国債を発行時にお
 いて取得する者が非居住者又は

十四 初期利子

外国法人である場合には、前記
(一)の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法人
が適用を受ける所得税の税率
を乗じた金額を控除すること
ができる。

平成十九年九月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う(以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{12}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十四年三月二十日
額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 払入者

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成十九年五月三十日